建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務処理要領

第１条　趣旨

この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成７年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第28号。以下「省令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年北海道規則第67号。以下「細則」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、特に定めるものを除き、法、政令、省令、細則、要綱及び建築基準法（昭和25年法律第201号。）に定めるものとする。

第３条　診断結果の報告

（総合）振興局建設指導課は法第７条（法附則第３条の準用を含む。）に掲げる報告があった場合は、別記第１号様式を添えてすみやかに報告書類の写しを本庁建築指導課へ提出するものとする。

第４条　耐震診断結果に係る通知等

１　本庁建築指導課は前項に掲げる報告書類の写しの提出があった場合は、内容を確認し、支障がなければ、その旨（総合）振興局建設指導課へ通知することとする。

２　（総合）振興局建設指導課は前号に掲げる通知があった場合は、当該建築物所有者に対し、別記第２号様式または別記第３号様式により耐震診断結果に係る通知等を行うこととする。

第５条　計画の認定の申請前の事前相談

法第17条第１項の規定により認定を申請しようとする者は、省令及び細則に定める認定申請に必要な書類、別記第４号様式及び申請建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）を添えて、知事（（総合）振興局建設指導課）に、あらかじめ相談するものとする。

２　知事（（総合）振興局建設指導課）は、前項の相談があった場合は建築主事と協議するものとする。

３　知事（（総合）振興局建設指導課）は、前項の規定により北海道建築主事（本庁建築指導課）と協議する場合は、第１項に掲げる書類に別記第５号様式を添えて協議し、北海道建築主事（本庁建築指導課）は別記第６号様式により回答するものとする。

４　知事（（総合）振興局建設指導課）は、計画の認定を申請しようとする者に相談の結果を別記第７号様式により通知するものとする。

第６条　建築主事の同意等

知事（（総合）振興局建設指導課）は、建築主事に対し法第17条第４項に基づく同意を求める場合は、申請書類に省令及び細則に定める必要な書類を添えて同意を求めるものとする。

２　知事（（総合）振興局建設指導課）は、法第17条第４項に基づく同意を北海道建築主事（本庁建築指導課）に求める場合は、前項に掲げる書類に別記第８号様式を添えて行い、北海道建築主事（本庁建築指導課）は別記第９号様式により回答するものとする。

第７条　消防長又は消防署長の同意

知事（（総合）振興局建設指導課）は、法第17条第５項の規定により同意を要する場合は、計画の認定に係る建築物の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長に対し、認定申請書及び省令で定める書類に別記第10号様式を添えて同意を求めるものとする。

第８条　建築物の耐震改修の計画の認定

知事（（総合）振興局建設指導課）は、法第17条第３項の規定により認定をした場合は、建築主事及び計画の認定に係る建築物の所在地の市町村の長に対し、別記第11号様式によりその旨を通知するものとする。

２　（総合）振興局建設指導課は、法第17条第３項の規定により認定を行った場合は、認定通知書の写しを添えて本庁建築指導課へ報告するものとする。

第９条　建築物の耐震改修の計画の認定申請に対する認定できない旨の通知

知事（（総合）振興局建設指導課）は、法第17条第３項の規定による認定をしない場合は、認定を申請した者に対し、別記第12号様式によりその旨を通知するものとする。

第10条　建築物の耐震改修の計画の認定に係る計画の変更

法第18条に規定する計画の変更に係る認定の申請については、第６条の規定を準用する。

第11条　建築物の耐震改修の計画の認定申請の取り下げ

法第17条第１項の規定により認定（前項の準用を含む。）を申請した者は、当該申請を取り下げるときは、別記第13号様式を知事（（総合）振興局建設指導課）に提出するものとする。

第12条　建築物の耐震改修の計画の取りやめ

認定事業者は、当該計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめるときは、別記第14号様式に当該認定通知書を添えたものを、知事（（総合）振興局建設指導課）に提出するものとする。

第13条　建築物の耐震改修の計画の認定の取り消し

知事（（総合）振興局建設指導課）は、法第21条の規定により認定を取り消した場合は、建築主事及び認定に係る建築物の所在地の市町村の長に対し、別記第15号様式によりその旨を通知するものとする。

第14条　建築物の耐震改修計画の認定に係る台帳の整備等

（総合）振興局建設指導課は、別記第16号様式により、認定に係る事項を記載した台帳を整備し、保存するものとする。

第15条　建築物の地震に対する安全性に係る認定

（総合）振興局建設指導課は、法第22条第２項の規定により認定を行った場合は、認定通知書の写しを添えて本庁建築指導課へ報告するものとする。

第16条　建築物の地震に対する安全性に係る認定申請に対する認定できない旨の通知

知事（（総合）振興局建設指導課）は、法第22条第２項の規定による認定をしない場合は、認定を申請した者に対し、別記第17号様式によりその旨を通知するものとする。

第17条　建築物の地震に対する安全性に係る認定申請の取り下げ

法第22条第１項の規定により認定を申請した者は、当該申請を取り下げるときは、別記第18号様式を知事（（総合）振興局建設指導課）に提出するものとする。

第18条　建築物の地震に対する安全性に係る認定に係る台帳の整備等

（総合）振興局建設指導課は、別記第19号様式により、基準適合認定建築物に係る事項を記載した台帳を整備し、保存するものとする。

第19条　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

（総合）振興局建設指導課は、法第25条第２項の規定により認定を行った場合は、認定通知書を添えて本庁建築指導課へ報告するものとする。

第20条　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請の取り下げ

法第25条第１項の規定により認定を申請した者は、当該申請を取り下げるときは、別記第20号様式を知事（（総合）振興局建設指導課）に提出するものとする。

第21条　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請に対する認定できない旨の通知

知事（（総合）振興局建設指導課）は、法第25条第１項の規定による認定をしない場合は、認定を申請した者に対し、別記第17号様式によりその旨を通知するものとする。

第22条　区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に係る台帳の整備等

（総合）振興局建設指導課は、別記第21号様式により、要耐震改修認定建築物に係る事項を記載した台帳を整備し、保存するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成26年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成27年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成27年９月１日から施行する。